

まつもとほうじん

平成28年
(2016年) 10月号
第501号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



ふるさとの宝
次代へのおくりもの

- 主な記事 -

夏期特別研修会要旨.....	2 ~ 3 頁
皆さんこんにちは・北原修氏.....	4 頁
頑張ってます・三好美和さん.....	4 頁
労務レポート.....	5 頁
税務ポイント.....	6 頁
ふるさとの宝、青年部・女性部コーナー.....	7 頁
手回し発電ラジオ、税制勉強会のお知らせ.....	8 頁
法人会研修会テキストのご紹介.....	9 頁
会員福利厚生制度PR.....	10 頁
10月の予定、やまびこ運動ご協力をお願い他.....	11 頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき.....	12 頁
松本法人会“やまびこ運動”ご協力をお願い.....	付録
時局講演会(11/11)のご案内.....	付録

ほたるの里 (生坂村)

生坂村上生坂の田園地帯の一角に「上生坂ほたるの里公園」がございます。

ほたるといえば綺麗な水と空気といった、美しい自然環境の中でしか生きられない生物です。そんな繊細で小さな命を守るため、地域の有志でつくる「ほたるの里の会」が、草刈りなどの環境整備をしてホタルが現われやすいようにし、毎年7月には「ほたる祭り」を開催しています。(関連記事7頁に掲載) (中山英也編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

平成28年度夏期特別研修会要旨

『心を動かす「おもてなし」』

講師 敷田 正法氏 (株)高島屋 日本橋店 コンシェルジュ



9月1日、松本市のあがたの森文化会館にて本年度の夏期特別研修会を開催しました。日本を代表する百貨店である高島屋日本橋店で現在もコンシェルジュとして国内外から訪れる年間3万6千人以上のお客様から寄せられる様々な要望にお応えしている敷田正法さんを講師にお迎えし、お話を伺いました。本号では講演要旨を掲載します。

はじめに

営業担当者だけではなく、企業で働く全ての人に求められることは、お客様の目線をいつも意識しながらその気持ちを正面から受け止め、行動し、継続的な信頼関係を構築していくことである。自社の提供する商品、サービス、更に企業理念等についてお客様にご理解いただき、判断いただき、納得の出来る質や価値を見いだしていただくことにより、初めてお客様は満足し、企業を信頼して下さることになる。

さらに、こうして築き上げた信頼関係を長期的に維持する為には、企業の経営資源である【ヒト(ホスピタリティ溢れるサービスの提供)】【モノ(高品質、本物志向の商品の提供)】【カネ(ゆったりした時間を感じさせる空間の提供)】を最大限活用しあらゆる状況の中でも、気遣い力を発揮し、お客様の心を動かす「おもてなし」を実践した行動が求められる。

こうした「おもてなし」を実践するために、まず確認しておきたいことは「自社についての理解を深めること」そして「自社がお客様にできることは何か、そのために自分には今何が出来るのか、何をしたいのか」ということである。こうしたことをしっかりと整理し、自分の立ち位置を確認することから、お客様との信頼関係すなわち顧客満足の確立を目指すことが始まり、いずれは顧客満足をさらに高揚させた顧客感動へとつなげていくことが出来るのである。

消費志向の変化

人々の暮らしが豊かになるにつれて、消費者の志向も多種多様化してきた。わが国では高度成長期からバブル期は大量生産・大量物流といったメーカー主導の付加価値を伴う商品展開、販売促進が行われてきていた。しかしながら、バブルの崩壊を一つの契機として「生産者起点」が「消費者起点」という具合に生産が変化し、それに伴い顧客満足という概念が拡がりはじめ、企業に対しても「社会的責任」「法律順守」という

志向が求められるようになってきた。また、近年は消費者も多種多様な個人の感性を尊重し、自分流のプレミアム感を抱き始めている。つまり、1960年代から80年代は【モノ】【カネ】が中心となり、それ以降現在に至るまでは【ヒト】が消費志向の中心となっているように思われる。

こうした【ヒト】が消費志向の中心となっている状況下で重要な考え方が顧客満足であり、その先にある顧客感動である。

顧客満足・顧客感動

顧客満足という考え方の原点は、徹底した顧客サービスで評価されているアメリカの高級百貨店「ノードストローム」が1901年に前身となる靴店を開店したことに始まり、そこで販売員に行われていた「お客様に3足の靴を出し、跪ついて接客しなさい」という指導がもとになっているとされる。そのノードストロームにおける接客のルールで最も重要なものと位置付けられているのが「あらゆる状況の中であなたの優れた判断を下すこと」これ以上付け加える規則はありません」というものである。つまり、お客様の立場になり、自分が何をすべきか考え実行する、ただそれだけなのである。

顧客満足とは次に説明するサービスとホスピタリティの融合で達成されるものと考えられている。まず、サービスとは語源からいえば「主従、上下、対価関係」とされる。具体的には「販売する」「相談に乗る」「割引をする」「粗品を出す」「修理をする」等の行動が例として挙げられる。一方、ホスピタリティについては、語源的には「温かく歓待してくれた人との心と心の繋がりである信頼関係」であり、具体的には「礼儀、ビジネスマナー」「同伴、同行する」「聴く」「詳しく案内する」「一緒に探す」等の行動が挙げられる。つまりお客様が求める行動を正しく理解し、寄り添い、お手伝いするということがお客様の満足へと繋がり、それを継続的に続けていくことでより深い信頼関係、感動へ

と続いていく。これがお客様の心を動かす「おもてなし」というものである。

心を動かす「おもてなし」の実践

お客様の心を動かす「おもてなし」を実践する上で、大切なのは「いつもお客様の立場に立って考え行動すること」である。そのために心掛けているのが次の4つのポイントである。

接客の基本であるビジネスマナーを徹底して習得しましょう

- ・外見や身だしなみを整え清潔感を。
- ・明るい挨拶や態度で爽やかさを。
- ・丁寧な言葉使いや話し方をして親切さを。お客様とのコミュニケーション能力を高めましょう。
- ・常に笑顔とアイコンタクトを伴った話しやすい雰囲気。
- ・空気を読んだ的確なアプローチと、ご要望への迅速な対応を。
- お客様に正確で最新の情報を提供しましょう。
- ・取扱商品についての熟知を。
- ・関連商品についての知識の収集を。お客様との約束を必ず守りましょう。
- ・継続的な信用、信頼の維持を。
- ・修理、配送、取り寄せなど。

お客様には‘NO’とは言わない

続いて大切なことは「あらゆる問い合わせに‘NO’と言わないお応えを探すこと」である。お客様からのリクエストにお応えできない場合でも、“あいにくですが”、“誠に残念ですが”、“お手数ですが”、“恐れ入りますが”等のクッション言葉を使用してソフトな対応を心掛けることが大切であり、さらに意識したいのは次の4点である。

「ありません」とお応えすると、お客様との会話が終わってしまう。

代替商品や関連商品を提案し、ご希望に近づけた対応を。

「できません」とお応えすると、お客様の期待を裏切ってしまう。

関連部署に問い合わせ、お客様の期待に近づけた対応を。

「しりません」とお応えすると、お客様の夢を壊してしまう。

近隣施設などすぐにお調べしますと対応を。

お身体の不自由なお客様に安心と安全な環境や雰囲気を提供する。

心のバリアフリーを持ち、障害のあるお客様の不便さを知り、適切な接客サービスを。

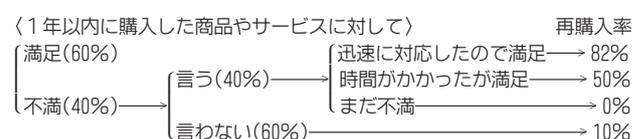
お客様からの‘声’を大切に

最後に大切なことは、クレームなどでも“お客様からいただく声を真摯に聴き、対応すること”である。常に心に留めて欲しいのは次の3点である。

まずはお客様を知ること。

- ・お客様は外部の社員であるとの認識。
- ・店頭で承る声、電話、メール、手紙などの情報収集。次にお客様に応えること。
- ・収集した情報の精査、分析をしてお客様のご要望に対応。
- ・商品開発や各種設備の整備。
- ・苦情への対応もお客様に一步近づいて、何でも伺う姿勢でメモを。

「グッドマンの法則」 消費者苦情がもたらす企業利益を計量化したものです。



いつでも自分を高めることを心掛ける

いきなりお客様の心を動かし大きな成果を出すことは難しい。それでも自分が努力すれば必ずお客様に近づくことはできると思う。どんなジャンルでも良いので知識を一つ増やせば、お客様との話題が一つ増えるかもしれない。また、何か一言でも外国語を知っていれば、そこから外国の方とも会話が始まるかもしれない。このように、お客様とコミュニケーションをとろうとして始める努力は、すぐに結果につながらなくても決して無駄にはならない。いつでも好奇心を持って自分を高めていくことを忘れてはならない。

おわりに

これまでお伝えしてきたように、お客様の心を動かす「おもてなし」を実現するにあたり、最も大切なことは、お客様に寄り添い、いつでもお客様の立場に立って考え行動することである。例えば私の場合なら、高島屋で取り扱ってない商品をお客様が望まれるのであれば、取り扱っている他のお店をお伝えする。そして必要があるならば、お伝えするだけでなく一緒に現場まで行ってお客様の望みを叶えて差し上げる。そうすることでお客様に喜んでいただけるならばそれが一番の行動である。ただ、こうした行動は、時には、すぐに結果に結びつかないこともある。それでもいいのだ。心を込めたおもてなしは、ちゃんとお客様に届き、満足していただき、感動となり、時間がかかっても必ず次につながっていくのである。



皆さん
こんにちは♪

株式会社 成進社印刷

松本市深志

代表取締役 北原 修氏

「お客様のその先のお客様に・・・」

松本市深志にて60年余りの歴史を誇る成進社印刷。事業内容は、印刷物一般、ホームページの作成を中心に、最近では発送代行サービスや、学会・講演会の運営支援、さらには回答用紙自動集計システムを利用した各種アンケートの実施・集計・データ分析等といったお客様からの様々なご要望に応える新たな事業展開もはかっています。

そんな成進社印刷の北原社長さんが、常に心掛け、社員の皆さんにも徹底している姿勢は「お客様のその先のお客様に、お客様の存在価値を提案していくこと」だそうです。印刷物・広告とは、あくまで「依頼者の顧客に向けての表現」であり、決して依頼者の自己満足に終わってはならず、その先にいる依頼者の顧客に、依頼者の優位性、オリジナリティをわかり易くお伝え出来るものでなければならぬとの強い信念をお持ちでした。

最後に北原社長に座右の銘を伺うと「奥さまを大切にすること」というお答えが。その一言にご家庭での姿、人柄がとても暖かく伝わってきました。

(山口侑子編集委員)



頑張ってます!!

『毎日勉強です』

信越機工株式会社
安曇野市明科光

三好 美和 さん

ショベルカーやクレーン車といった建設・土木等の現場に欠かせない重機・建機類の販売、修理を、昭和61年の創業以来、安曇野市明科光の国道19号線沿いで手掛けている信越機工(株)の三好社長の奥さまである美和さんにお話を伺いました。

信越機工さんでは主にコベルコ建機や竹内製作所の製品を取り扱われているそうで、その中で美和さんは電話対応、経理、総務といった事務全般を担当されています。本格的に会社に入られたのは数年前からだそうで、「難しいことだらけで、今でも毎日勉強です」と笑顔でお話し下さいました。重機や建機など男性でもなかなか馴染みのない分野に関するお仕事ですから毎日のご苦労が伺われます。

家庭に戻れば中学生と小学生の3人のお子さんのお母さんでもあります。お子さん達は、部活や地域のスポーツ活動に取り組んでいるので、その応援やお手伝いで忙しいこともありますが、そんな中でも時間を見つけての読書やウォーキングでリフレッシュしているそうです。

(中山英也編集委員)

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本社: 〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所

社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



労務レポート**外国からの就労者の受入れに関する
知っておくべき人事労務内容**

社会保険労務士 高砂礼次



従来から多くの企業では人材派遣会社等からの外国人や日系人の雇用等、外国籍の方々の就労を受け入れてきましたが、これからは少子高齢化やグローバル化に対応した新しい形で外国籍の方々と関わり、目的に沿った就労者の受け入れをしていただきたいと思います。労働に主体を置けばかりではなく、識見、人柄等が重要視され、従来にも増して企業にとって主要な戦力として活躍の場を提供し成果も引き出してほしいものです。

その中で、今回は改正雇用対策法（H19・10・1施行）から、外国人が在留資格の範囲内で、その能力を有効に発揮しながら適正に就労できるよう整備された外国人雇用に関する基本ルールについてご説明いたします。

1. 外国人雇用状況の届出

特別永住者を除く外国人労働者を雇用する場合、その氏名、在留資格等を管轄ハローワークへ届け出ることが必要です。尚、雇用保険被保険者である場合には雇用保険被保険者資格の取得、喪失届の備考欄に、在留資格、在留期限、国籍等を記載して届け出ることができます。被保険者でない場合には、届出様式にて、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、国籍等を記載して届ける必要があります。（届け出期限は雇入れ、離職とも翌月末日までです。）この場合、「外国人登録証明書」又は「パスポート」での確認が必要となります。そして、就労が認められているか、また資格外就労に関しては、「資格外活動許可書」「就労資格証明書」等での確認が必要です。在留資格等の確認は通常の注意力をもって、その方が外国人であると判断できる場合に行えば良いようになっています。一般的に明らかでない場合には、確認・届出をしなかったからと言って法違反を問われることはありませんが、通常外国人と判断できる場合には、在留資格等の確認を怠ったとして指導、勧告等の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされます。留学生が行うアルバイトも対象になります。

2. 雇用管理の改善等に関する指針

労働基準法や健康保険法等の労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人でも日本人同様に等しく適用されます。労働条件等も国籍による差別

は禁止されています。又、留学生をはじめ「専門的・技術的分野」の外国人労働者は、企業の人事管理等の改善を図ることで、その就業を促進し企業の活性化、国際化を担う人材となることが期待されています。その為、募集、採用、適正労働条件確保、安全衛生の確保、社会保険の適用、人事管理、教育、訓練、福利厚生等についての指針、在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助に努める旨、又、外国人労働者を常時10名以上雇用する時にこの指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、雇用労務責任者の選任をすることとされています。（現状では多くの企業では、新たにポストを設けるというよりも人事課長等を兼任指名しているようです。）

3. 不法就労防止

「1. 外国人雇用状況届出」を通じて、事業主が在留資格等の確認をすることにより、不法就労の防止が図られます。

4. 日本の風習と言葉によるコミュニケーション

最後に言葉の問題について考えてみたいと思います。母国語以外の言語を覚えるということは大変に難しいことです。我々日本人にとっての英語を例にしてみれば、あんなに学生時代に勉強していたのに、実際には多くの方が実務としてリスニング・スピーチができません。理由としては、日本語にない発音が含まれている事や、我々が当時学習した内容と日常使用する会話のギャップ等が考えられます。外国の方にとって日本語はとても難しい言語でしょう。それでも会話は聞くことから始まります。聞く力の1割が喋れる力であるという考えもあるそうです。その言語をマスターして自由に操れるまでには、若干の意思疎通に課題が残るでしょうが、たくさんの会話を通じて、心温まるサポートをして欲しいものです。企業で活躍ができ、沢山の成果が生まれますことを願いつつ……。

今回は、若者の就労に関しての今時の事案を、レポートしてお伝えしたいと思います。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁰³〕消費税その15

インボイス方式について

Q 消費税率引き上げ時期及び軽減税率導入が平成31年10月1日まで延期されることが閣議決定されました。軽減税率導入に際し、インボイス方式も数年後導入されるとのことですが、そもそもインボイス方式とはどのようなものなのでしょうか。

A 仕入税額控除について、現行は一定の帳簿及び請求書等の保存が要件とされています（請求書等保存方式）。「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手先が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としていますが、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務付けられていません。

単一税率であれば問題はないのですが、複数税率になると現在の一般的な請求書の形式では、適用した税率や消費税額が明確でなくなってしまう、その税率・税額が客観的に一目でわからなくなってしまうという問題が生じます。

インボイス方式とは、消費税の納税額を計算する際に、預かった消費税額から控除をする消費税（仕入税額控除）について、登録された「適格請求書発行事業者」が発行した「適格請求書」（インボイス）に記載された消費税額に基づき計算をする方式で、主な点は次のとおりです。

課税事業者は「インボイス」の発行が義務付けられ、また、自ら発行した「インボイス」の副本の保存が義務付けられる。

「インボイス」には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要となる。

免税事業者は「インボイス」を発行できない。し

たがって免税事業者からの仕入について仕入税額控除ができない。

このインボイス方式は、軽減税率導入時期変更に伴い、導入が平成33年4月から平成35年10月に2年半延期される見通しです。

インボイス方式が導入されると、現行との大きな違いの一つとして挙げられるのが、上記の免税事業者からの仕入は仕入税額控除ができないという点です。従来の請求書保存方式であれば、支払先が消費税の課税事業者であっても免税事業者であっても、同じように請求書の総額から支払った消費税相当額を逆算し、その金額を預かった消費税額から控除をして消費税額を計算することができました。しかし、インボイス方式では、インボイスに記載された消費税額しか仕入税額控除ができません。免税事業者はインボイスを発行可能な「適格請求書発行事業者」としての登録ができないので、インボイスが発行できず結果として免税事業者からの仕入については、消費税額の仕入控除ができないこととなります。

また、インボイス方式が導入されると間違いなく、経理方式やソフトウェアの変更等手間やコストは確実に増加すると思われます。

インボイス方式を導入するまでの平成31年10月から平成35年9月の間は、事業者の準備などに配慮し簡素な方法（区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例）が導入されます。現行の請求書等保存方式を原則としつつ、軽減税率対象の仕入かそれ以外の仕入かの区分を明確にするための記載事項を追加した帳簿及び請求書の保存が要件とされます。

消費税率引き上げ及び軽減税率導入の時期が延期になるとしても、今後の経済情勢や税制等の動向に注意し、インボイス方式導入に対する対策を今から準備していく方が良いと思われます。

（税制委員会：二木 正文、忠地 祐一、川窪 光弘
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

ふるさとの宝

次代へのおくりもの

222 ～ほたるが舞う田園風景を次世代に引き継ぐ～

ほたるの里 (生坂村)

生坂村の田園一帯は、昭和20年代ころまでは沢山のほたるが舞う姿が見られました。ですが圃場整備に伴う農業水路のコンクリート化、お米の農薬による栽培により沢山見られたほたるもほとんどと言っていいほど見られなくなってしまいました。

しかしながら10年ほど前から無農薬栽培を行う水田や、人の手が入らない休耕田の周りでほたるが増え始めたのを機に、地元の有志の方たちが集まりほたるの保全活動が始まり「ほたるの里の会」が結成されました。

今では有志の方たちの保全活動のおかげで、ほたるも徐々に増え始め6月中旬にはゲンジボタル、下旬にはヘイケボタルを見ることができるようになりました。

またほたるの増加に伴い7月には「ほたる祭り」も開催されます。流しそうめんや、手作りの屋台で作るかき揚げ、焼き鳥、煮物などが出店され、村内外の老若男女が集まり盛大に行われています。

かつてのほたるの沢山舞う風景にはまだまだだとは思いますが、自然を守る気持ちがお祭りに集まる小さな子供や、人々に伝わり後々まで引き継がれていくことを願わずにはられません。

(中山英也編集委員)

青年部コーナー

青年の集い北海道大会参加報告

9月8、9日の日程で、北海道旭川市を舞台に第30回全国青年の集いが開催されました。当会からは21名という大勢の皆さんに参加いただき、北の大地で親睦を深めるとともに、参加者の中から伊藤青年部長をはじめとする5名が2日間大会に参加しました。



大会では、初日に全国の法人会青年部が取り組んでいる租税教育活動に関する事例発表『租税教育活動プレゼンテーション』が行われ、翌日は各地の単位会青年部長が、「税の使途（社会保障制度）について考える」及び「租税教育活動への反映」というテーマで意見を交わした『部会長サミット』、そして『大会記念式典』が盛大に執り行われました。



当会は純増基準での「奨励賞（10名増）」と「3年連続純増賞」を受賞することが出来ました。

また、大会記念式典では青年部員増強運動の表彰も行われ、

女性部コーナー

女性部からのお願い

一児童養護施設「松本児童園」への寄贈物品ご提供のお願い一

「まつもとほうじん 8月号」にてすでにご案内の通り、女性部では今年も地域社会貢献活動として、児童養護施設「松本児童園」への支援を計画しております。つきましては、園より希望がございました下記の物品につきまして会員の皆様からのご提供を再度お願い申し上げます。（10月末まで受付を予定しております）



ご提供いただけます場合は、当事務局まで物品をお届けいただくか、ご希望がございましたらお預かりに上がりますのでお気軽にお申し付けください。

洗濯洗剤 シャンプー・リンス・コンディショナー ティッシュ バスタオル

ご提供のお申出・お問合せは松本法人会事務局（電話35-8080）までお願いいたします。

手回し発電ラジオ

㈱エフシー総合研究所 上席研究員
堀 洋 一 郎

注目の防災グッズ

阪神淡路大震災や東日本大震災では、大規模災害時の情報源としてラジオが見直され、非常持ち出し袋の中にも加えられるようになりました。ただ、災害時には電源になる電池の入手も困難になるため、最近では電池が不要な手回し発電式のラジオが注目されています。

手回し発電式のラジオは、収納されているハンドルを引き出して回すことで発電し、内蔵の蓄電池などに充電できるという商品。AM・FMとも受信可能なタイプ、FM専用・AM専用タイプがそれぞれあり、ラジオだけでなく、LED式懐中電灯や携帯電話の充電機能を搭載するものなど、機種により特徴もさまざまです。

発電機能は試して確認

実際に発電させてみると、機種によってハンドル回転の重さや、右回転・左回転で回しやすさにも違いがあることが分かりました。また、回転方向によってハンドルが収納されそうになる機種や、発電のため本体を握ると指に電源ボタンがかかり不用意に電源が入ってしまう機種もありました。ひとくくりに“手回しで発電できる”とは言っても、肝心の操作性は実際の商品に触れて試してみないとわかりません。高額商品ではありませんが通販の写真だけで安易に決めて買わずに、店頭で実際に発電させてみて選ぶことをおすすめします。

電池の持ちにも注目

一定時間発電したときにラジオが聴ける時間にも大

きな違いがありました。1分間ハンドルを回した時の聴ける時間を比較したところ、最も優秀だった機種は1時間。一方、最も短い機種は2分弱でした。このような充電時間と作動時間の目安はカタログなどにも記載されています。実際にラジオを点けて検証してみても、記載された数値と大きな差はなかったので、事前にカタログで確認しておけば良いでしょう。

災害時はAMが最も頼りになる

ラジオは主にFM放送とAM放送があり、FM放送は県単位と地域に密着したミニFM局に分けられます。県単位のFM局の送信所は県内の局を1つのアンテナで送信している場合が多く、東京であればスカイツリーに集中しています。もし送信設備が被災するとどの局の放送も聴けなくなってしまいます。ミニFM局の場合、アンテナは局ごとに置かれていますが、設備が簡易なため地域が停電すると放送ができなくなります。一方、AM局は同じ県でも局ごとにアンテナが設置されており、1局が被災しても別の局の放送を聴ける可能性が高く、災害に強いと言われています。また、FM局の電波は昼夜を通して遠くまで届きませんが、AM局は夜間に限って、他県でも大都市の出力の大きな放送局であれば受信できます。東京を例にとれば名古屋、大阪、福岡、札幌などが聴けるので、もし関東一円の放送局が被災してもラジオがまったく聴けなくなることはありません。もしこれから防災用のラジオを買うのであればFM専用ではなく、AMも受信できるラジオを選ぶことをおすすめします。

【筆者紹介】

堀 洋一郎（ほり・よういちろう）1980年中央大学理工学部物理学科卒。ソニーマグネスケール株式会社を経て、1990年株式会社エフシー総合研究所入社。現在、同社暮らしの科学部生活科学研究室上席研究員。

第96回 税制勉強会 「印紙税の取扱について」

96回目となる税制勉強会を開催いたします。受講料は無料です。皆様のご参加をお待ちしております。

日 時 11月2日(水) 午後2時～3時30分
会 場 大同生命松本ビル1階第一会議室
講 師 松本税務署 担当官（法人1部門）
お申込 松本法人会事務局まで 電話 35-8080

法人会 研修会 テキストのご紹介

法人会では、主に税務に関するテーマを取り上げた冊子を作成し各種研修会などでお配りし、会員企業の皆さんにご活用いただいております。ご希望のものがございましたら松本法人会事務局（電話：0263-35-8080）までお問い合わせ下さい。テキストは全て無料です。郵送をご希望の場合、送料のご負担をお願いします。

1. 「会社の決算・申告の実務」

決算説明会で使用しているテキスト。適正な法人税の申告をして頂くための手助けとなるよう、決算と申告に関する基本的に重要なテーマを分かりやすくまとめております。

【主な内容】

- 決算申告事務の流れ
- 決算調整
- 申告調整
- 特別な課税と税率
- 更正の請求
- 法人税申告書検討表
- 勘定科目別にみた源泉所得税のチェックポイント



- 消費税等の概要
- 平成28年度法人税関係の改正主要項目一覧

2. 「税制改正のあらまし」

決算説明会で使用しているテキスト。平成28年度税制改正のポイントを、主な税目別に解説しております。

【主な内容】

- 法人税関係
- 消費税関係
- 地方税関係
- 所得税関係
- 相続・贈与税関係
- その他



3. 「新設法人のための 会社の税金ガイドブック」

新設法人説明会で使用しているテキスト。新たに設立された法人を念頭に置き、特に法人税の基本的な仕組みについて、主要な項目ごとに簡単に説明しております。

【主な内容】

- 会社のスタートはまず届出書の提出から
- 確定申告書の提出及び納付はいつまで
- 決算利益と所得金額との関係
- 中小法人のさまざまな優遇制度
- 交際費は全額損金不算入
- 売掛金等の債権が回収不能となったとき(貸倒損失)

- 消費税は預り金、小規模事業者には簡易な計算方法がある 等



4. 「企業の税務コンプライアンス向上のためにー自主点検チェックシート・ガイドブック」

決算説明会などで使用しているテキスト。法人会では企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しております。

「チェックシート」には、内部統制面・経理面における様々な確認事項が質問形式で掲載され、「ガイドブック」にはそれらに対する具体的な点検内容・解説が掲載されております。

【主な内容(確認内容)】

- 社内統制（文書管理 等）
- 貸借関係（資産科目、負債・資本科目 等）
- 損益関係（各種科目別）
- その他（消費税・印紙税）



エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。



東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

信州松本・美ヶ原温泉

民芸の宿



〒390-0221 信州松本美ヶ原温泉
TEL(0263)32-3379(代) FAX(0263)33-5830



法人会のビジネスガード *Series* Business Guard



会員企業をサポートする、AIUのリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

(ハイパー任意労災 メディカル特約)

病气入院費用の上乗せ補償

業務災害総合保険

疾病入院医療費用補償特約・
疾病入院医療保険金支払特約 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険

地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- ハロー健康相談24
- メンタルケア カウンセリングサービス
- セカンドオピニオン アレンジサービス

※本サービスはAIU保険会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問合せください。

AIU損害保険株式会社

URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

松本支店

〒390-0815 長野県松本市深志2-5-26 松本第一ビル7F

TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975

(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

10月の予定

4日税制委グループ会議 5日広報委員会編集会議、部長と組織委員・厚生委員連絡会議 6日厚生委員会 7日県連青年部合同例会 12日女性部10月例会(研修旅行・13日まで) 14日10月役員会 17日東部部会役員会 18日大規模法人税務研修会 20日第33回法人会全国大会「長崎大会」

23日青年部親睦例会 25日研修委員会 26日決算説明会(松本会場) 27日決算説明会(塩尻会場) 28日総務委員会

決算説明会(法人税・消費税/9月決算法人対象)
【松本会場】10月26日(水) 午後2時より
大同生命松本ビル1階会議室
【塩尻会場】10月27日(木) 午後2時より
市民交流センターえんぱーく4F 会議室401

大規模法人税務研修会のご案内

「大法人の調査とグループ法人の税務」

本年度も資本金5千万円以上の会員企業を主な対象とした税務研修会を企画いたしましたので、この機会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 時 10月18日(火) 午後2時～4時
会 場 大同生命松本ビル1階 第一会議室

講 師 松本税務署 法人担当特別国税調査官
受講料 無料
お申込 松本法人会事務局まで
(TEL0263-35-8080)

資料・会場準備の都合上、参加希望の方は事前にお申込いただきますようお願い申し上げます。

今月号折込の黄色の紙のチラシをご覧ください

あなたのお知り合いをご紹介ください!

“松本法人会 やまびこ運動” ご協力をお願い

～会員さんの1割以上の紹介件数をめざして、11月まで実施中です～

新規会員獲得を目指し、5月より活動を展開しております“松本法人会 やまびこ運動”。お陰様で、これまでに大勢の会員企業の皆様から多数のご紹介をいただき、新しい会員企業をお迎えすることが出来ました。改めまして皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

ご紹介件数
(9月末時点)

103件

ご入会件数
(9月末時点)

22件

ご案内の通り、この活動は11月末日までを一つの区切りに実施してまいりますので、どうか引き

続き、皆様からの温かいご協力をお願い申し上げます。

“やまびこ運動”とは

会員の皆様のお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいている方に当会から入会のお勧めをする運動です。ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に“いつでも”ご返信をお願いいたします。今月号折込の黄色いチラシ裏面に、ご紹介いただけるお取引先やご友人等を記入いただき事務局まで返信をお願いいたします。

法人会活動の輪をより一層広げていくために、皆様のご協力をお願い申し上げます。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ：タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データ デジタルカメラ デジカメ写真

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会

めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



松本市総合体育館「スケートボード場」(松本市)



松本市美須々の総合体育館にスケートボードや自転車の練習場があるのをご存知でしょうか?松本市が運営する施設でルールを守れば誰でも無料で利用できます。2020年の東京五輪ではスケートボードが新しい競技種目に追加されるそうです。こちらで練習した若者が世界の舞台上で活躍する、そんな日が来れば素敵ですね。

(山口侑子編集委員)

物さえ良ければ、安ければという物の時代から心の時代へ。形ある物の奥にある現代人の購買心理を満たす付加価値とは?改めて考えさせられる研修でした。(山口)

(本号編集委員…)



中山英也、山口侑子)

乳がん市民公開講座

公益財団法人 日本対がん協会 がん対策推進総合研究推進事業 厚生労働科学研究「わが国における遺伝性乳癌卵巣癌の臨床遺伝学的特徴の解明と遺伝子情報を用いた生命予後の改善に関する研究」

乳がんと遺伝を正しく知るための講座です

乳がん

市民公開講座

テーマ リスクの高い人・低い人、どこで相談できるの?

10/29 **参加無料**

[時間] 10:30~14:00 受付9:30~

[場所] 長野市東部文化ホール
長野市小島804番地5(柳原総合市民センター内)

司会 福嶋 義光 (信州大学医学部 教授)
遺伝医学・予防医学教授 遺伝子診療部部长。分子細胞遺伝学的手法を用いた各種疾患の遺伝要因の解明を研究分野とする。



ホームページで事前申込受付中 QRコードからもアクセスできます

<http://www.乳がん遺伝.net/>
※日本語ドメインです。ブラウザのURL欄にそのまま入力ください。



お問い合わせ 0263-37-2618 平日9:00~16:00/信州大学医学部(担当:村山)

主催:信州大学医学部附属病院遺伝子診療部 後援:日本人類遺伝学会、日本乳癌学会、日本婦人科腫瘍学会、日本産科婦人科学会、長野県医師会、共催:信州大学がんプロ養成基盤推進プラン運営委員会 長野看護協会、長野県、長野市、須城市、中野市

川柳コーナー

第五十六回松本市芸術文化祭
市民文芸展 川柳入選作品紹介

信濃毎日新聞社賞
垂れる穂に

作大將の
顔浮かぶ

奨励賞
上條 民雄

長寿とて
医者を梯子の

丸山 元普

あとがき

「花を売らない花屋さん」。先日実施した当社の職場内研修会のテーマです。講師の方が「テーマは花を売らない花屋さんです。今回はお母さんの誕生日。そこで花屋さんに行きました。花屋さんへ何を買いに行きましたか?」「花屋さんにスタツフはすかさず「花を買いに行きました!」「そうでしょうか?」「テーマは花を売らない花屋さんです!」「ハッと気づいた彼女は「お母さんへの感謝です!」そうです。この答えがこれからの商売にとって、とても大切なことです。それを聞いて私は以前読んだ新聞記事を思い出しました。「日本を訪れる観光客は、自国の製品よりも2割高くても「メイドイン・ジャパン」を買って帰りがたがる。それは安心だとか、ほのぼのするとうように、製品そのものではなく日本文化を買っているのだ」とありました。

注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 塚田 哲夫
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社